

子どもの力を伸ばす 子どもの権利条約

—アタッチメント理論をベースに 12 条「意見表明権」を問い合わせ直す— —児童福祉法および民法の改正並びに保育所保育指針等の改正から見る権利条約—

新島 一彦¹
木附 千晶²

はじめに

本稿は、平成 30（2018）年 8 月、平成国際大学で開催された教員免許状更新講習において「子どもの力を伸ばす権利条約」というテーマで行われた講習で扱われた内容をもとに執筆するものである。

本講習は、二人の教員が担当した。木附は、保育・教育現場における「子どもの権利条約」の活用方法について担当し、新島は「子どもの権利条約」において重要なキーワードとなる「子どもの最善の利益」という文言が、児童福祉法や民法に取り入れられたことの意義を担当した。したがって、本稿は 2 部構成となることをご了承願いたい。第一部は、「アタッチメント理論をベースに 12 条「意見表明権」を問い合わせ直す」と題した木附が執筆する。第二部は「児童福祉法および民法の改正から見る権利条約と題して、新島が執筆する。

なお、この講習は昨年度と同じテーマの下に実施されたものである。したがって本稿の内容は、2018 年 3 月に発行された「教職研究」に搭載された論文とおおむね同じ主旨となっている。しかしながら、その後の最新の情報を加えるなどの改訂を行っていることを予めお断りしておきたい。

本講習には、保育・教育現場に携わる保育士や教員が参加し、午後に行われたワークショップでは、現場の経験を活かした熱心な討論が繰り広げられ大変有意義なものとなったことを付言しておきたい。

第一部 アタッチメント理論をベースに 12 条「意見表明権」を問い合わせ直す

木附 千晶

子どもの権利条約の存在理由および制定目的

子どもの権利条約は、子どもの尊厳、成長および発達を保障するため、1989 年 11 月 10 日に国連総会で採択された。同条約の制定目的および存在理由の中核は、子どもの固有の生命に対する権利を保障した上で（6 条参照）、次の 4 つ権利（利益）を保障することにある（福田 2014）。

- (1) 尊厳の保障：子どもを固有の尊厳をもった一人の人間主体として認めること（前文、その具体化としての条約 12 条の意見表明権）
- (2) 成長する権利：子どもが今を幸せに生きること（前文は成長・福祉、6 条は生存と表現している）

¹ 平成国際大学法学部教授

² 文京学院大学非常勤講師、臨床心理士

(3) 発達する権利：子どもが「人格の完全なかつ調和のとれた」人へと発達すること（前文、6・29条）

(4) 愛される権利：これらを実現するためには、「幸福、愛情および理解のある環境」
が保障されなければならないこと（前文、一般的注釈第7号29、愛される権利の具
体的な保障としての12条の意見表明権）

誤解を怖れずに端的に言うと、子どもの権利の本質は、子どもが成長のプロセスで出会う父母や教員など身近なおとなに愛されることによって（上掲4）、一人の人間として尊重され（上掲1）、自らの成長と発達を実現する（上掲3と4）権利だということになる。子どもの権利条約は、前文で愛される権利、尊厳と成長と発達を実現する権利を宣言し、これら4つの権利こそ子どものもっとも中核的な権利、“子どもの基本権（= Child's fundamental rights）”としているのである。そして条約の規定するその他のさまざまな権利（親の権利を含む）、原理や原則（例えば「最善の利益」・「保護」）および国・おとの責務等は、すべて“子どもの基本権”を具体的に保障するために制定されたものであり、それらはすべて“子どもの基本権”を実現するためのものとして解釈されるべきである（子どもの権利条約日本 2017）。

子どもの権利条約の歴史

日本は1994年に158番目の国として子どもの権利条約を批准した。未批准の国はアメリカ合衆国を残すのみとなり（2017年12月現在）、すべての国連加盟国による完全批准の達成という国連始まって以来の快挙を達成する勢いで世界中の支持を得ている。同条約採択の翌年9月には、ニューヨーク国連本部に世界70ヶ国の首脳が結集する「子どものための世界サミット」が開かれ、同条約は「子ども最優先の時代」を確立するための柱として国際的な政治原理として位置づけられた（福田1999）。

同条約は、批准国に対して「条約において認められる権利の実現のためにとった措置およびこれらの権利の享受についてもたらされた進捗に関する報告を国際連合事務総長を通じて委員会に提出することを約束」（第44条）しており、日本政府は、1998年5月（初回日本政府報告審査）、2004年1月（第二回日本政府報告審査）、2010年5月（第三回日本政府報告審査）の審査を受けた。審査を踏まえて国連「子どもの権利委員会」（以下、国連）は日本政府に対し三回の「最終所見」を出している。また、2019年1～2月には第4・5回日本政府報告審査が予定されている。

また、同条約は「この条約の効果的な実施を促進し及びこの条約が対象とする分野における国際協力を奨励するため」（45条）、批准国政府のみならず、批准国のNGOなど専門機関等に報告の提出を要請しており（第45条（a））、過去三回の審査時はもちろん、第4・5回の審査に向けた専門機関等からの報告書（代替報告書）も提出され、国連が代替報告書を提出したNGOらを招聘して行う予備審査も2018年2月に終了している。この予備審査には、子どもの権利条約日本（CRC日本）が派遣した「国連で意見表明をする会」の6名の子どもも参加し、学校行事等で不参加だった2名の代読を含めた8名分の意見表明（後述）を行った。

成長・発達が歪められている日本の子ども

世界規模で承認されている子どもの権利条約だが、その本質がきちんと理解され、同条約を具現化

する実践が各国で行われているかというと、実はそうではない。日本でも、未だ「同条約は戦争や紛争、飢餓や伝統的な因習によって生命・身体が危機にさらされている発展途上国そのためのもの」との考えも根強い。しかし、冒頭に述べた同条約の存在理由および制定目的を見れば、同条約が外国人差別や児童労働、戦争や餓死、教育を受ける権利の侵害などの“古典的な権利侵害”的解消だけを目指したものでないことは明らかである。

今、日本の大多数の子どもたちを覆っているのは、成長・発達の土台となるはずの身近なおとなとの関係性が奪われ、同条約が保障する「調和のとれた人格」（前文）へと成長・発達できないという、新たな人権侵害である。国連は過去三回にわたり、日本政府に対して次のような「最終所見」を出している。

- ①「成長発達の主要な三つの場である家庭、学校、施設のすべてで競争（管理）と暴力、プライバシーの侵害にさらされ、意見表明を奪われ、その結果、発達が歪められている（Developmental Disorder）」（第一回）
- ②「教育制度の過度に競争的な性格が子どもの肉体的および精神的健康に否定的な影響を及ぼし、子どもが最大限可能なまでに発達することを妨げている」（第二回）
- ③「驚くべき数の子どもが、情緒的・心理的充足感（well-being）を持てずにより、その決定的要因が子どもと親および教師（おとな）との関係の貧困さにある」（第三回）

子どもの権利を理解するための心理学的知見

ここではまず、子どもが調和の取れた人格へと成長・発達するために、なぜ身近なおとなに愛されること（おとなとの受容的な応答関係の形成）が必要なのかを心理学的知見から明らかにしたい。

無力なまま生まれてくる子どもは、だれかに世話をされなければ生き延びることができない。そのため人間は、「他者とつながる」能力を持って生まれてくる。この能力の起源は、乳児が養育者（多くの場合は母親）との間に発達させる情緒的な絆「アタッチメント（愛着）」と呼ばれるものである。1950年代にイギリスの児童精神科医 Bowlby が戦争孤児の研究や動物行動学の研究から、発見し、提唱した。Bowlby (2004) は、第二次世界大戦による戦争孤児の調査報告書の中で、養育者を失った子どもの精神・身体の発達に遅れが生じることを報告し、乳幼児と養育者（多くの場合は母親）との基本的な関係性であるアタッチメントを基盤として子どもの全人的な発達が遂げられたとした。

今、このアタッチメント理論（愛着理論）が、臨床心理の世界で再び注目を浴びている。不適切な養育（虐待）を受けた子どものトラウマ治療や虐待の世代間連鎖などの研究が進み、科学や大脳生理学が発展し、健全なアタッチメントを築ける養育者とのかかわり、すなわち、子どもが安心して欲求を出すことができ、それに応答してくれるおとなとの継続的な関係性（受容的な応答関係）が、健全なパーソナリティ形成（心の発達）に不可欠であることが分かつてきたのである（岡田 2016）。

子どもは、恐い思いをしたり、疲れたり、病気になったりしたとき、特定の養育者に近接することで、その恐怖を鎮めようとする（アタッチメント行動）。そうした子どもの行動——泣く、笑う、甘えるなど——によって、養育者側には「子どもの不安を緩和してあげたい」という感情が芽生え、慰めるための行動が喚起される。両者の間に、こうした相互作用が繰り返されることで、アタッチメントが形成され、養育者は子どもの安全基地となり、子どものアタッチメント行動はさらに強化されていく。心理学的に「愛する」関係（子どもから見たら「愛される」関係）とは、子どもが「ねえ、

ねえ」と言って養育者に呼びかける本能に対して養育者が顔を向け、欲求（ニーズ）をくみ取り、問題（不安）を解消し、子どもに安心感を与える応答なのである。こうした関係性によって子どもは、外界からの刺激による恐怖を収める感覚（情動コントロール）を学び、「自分は大切な存在である（自己肯定感）」という感覚を手に入れる。「自分は守られている」という安全感を獲得し、「世の中は自分を受け入れてくれている」という基本的信頼感を育て、「求めれば他者は助けてくれる」という対人関係パターンを学ぶ。自分の恐怖に共感し、手を差し伸べてもらった経験から、やがて他者の痛みに共感し、他者とつながり、他者を助ける人へと成長する。「戻ることができる安全な場所がある」（安全基地）という確信が、外の世界を探索する勇気や新しい物事にチャレンジすること、自律的に自分らしい人生を歩むことを可能にしする（木附 2008）。

このようにアタッチメントおよびアタッチメント行動は、たんに生存に関わる潜在的危機を回避し、生存の可能性を高めるだけでなく、人間をつねに安定した情動状態に置き、外界への探索活動や学習活動を促進し、持続的で円滑な対人関係を築くために不可欠なものだ。

Siegel (2000) は、アタッチメントとは①養育者（愛着対象）への接近を求める力であり、②安心感を持つ力（苦しいときや困ったときにその苦しみを緩和する力）であり、③心の中に安全基地のモデルを発展させる力（養育者と同一化し、養育者と離れていてもいつでも一緒にいて守られている感覚を持つ力）であると述べ、遠藤（2005）は、親子関係だけでなく、成人期における横の関係（友人・恋愛関係など）においても成り立つもので、生涯にわたってその人の適応に寄与し得るものであるという。

孤独のなかであえぐ子ども

ところが、日本の子どもの多くが受容的な応答関係を保障してもらはず、孤独のなかであえいでいる。

その事実を示す客観的なデータのひとつが第三回「最終所見」に大きな影響を与えた国連児童基金（ユニセフ）によって行われた経済協力開発機構（OECD）加盟国 15 歳を対象とした『先進国における子どもの幸せ』（2007 年）という調査である。この調査では、24ヶ国中、日本は「孤独だと感じる」率がトップであり、ほぼ 3 人に 1 人が孤独感を抱えているとの調査結果が出ている。また、国内でも空虚感や寂しさに端を発するネット依存の子どもの増加も指摘されている。とくに依存度が高いのは高校生で、厚生労働省の研究調査に基づく 2013 年の推計では約 52 万人の高校生が当てはまるときれい、都立の全日制および定時制の高等学校 154 校を対象に総務省の情報通信政策研究所が行った 2014 年の調査では約 6 割がネット依存傾向を示している。

2018 年予備審査での子どものプレゼンテーションも同じ事実を示している。意見表明を行った 8 名のうち 4 名は、東日本大震災時に福島で暮らしていた子どもである。そのうち 3 名は、東日本大震災が自分たちにもたらしたもの、奪ったもの、震災を通して明らかになったおとな（日本社会）のおかしさ、きちんとした対応をしてもれなかったことについてプレゼンテーションした。

具体的には、①日本社会では放射線や事故後についてきちんとした情報提供や対応がされず、事実が隠されていること、②それが原発いじめや自主避難にもつながっていること、③震災や復興に関する話がタブーになっており、原発で避難してきた人と元の住人の間に軋轢が生じていることなどについて語った。社会（おとな）にとって都合の悪いもの（こと）、異質なものは隠したり、排除しようという姿勢は、あらゆる場面に見られる。顕著な例が、④学校でおかしいと思うことを「おかしい」と意見する

と「発達障害」と言われ、特別支援学級に行くよう進められたと語った子どものエピソードである。また、⑤子どもの意思に反して母親を親権者とされた男の子は、自ら父親の元へと逃げたが、「裁判所の判断に従わず、親権者でない親と暮らしている」と行政サービスが受けられ無いという理不尽な仕打ちを受け、「いつ母に連れ戻されるか」という恐怖を体験したと語った。

子どもはおとな社会を映す鏡である。⑥「アジア人である」ことでからかわれ、差別され、一時は日本名で過ごしたものもあったと意見表明したミャンマーからの難民二世の女の子は、「他と違ってもいいという当たり前のことまで一度も聞いたことが無い。親によって愛され自己を肯定できる人間になることが、他の人をも肯定できる人になる」と話し、⑦小さな頃から父親の暴力にさらされ、父親の顔色をうかがってきた体験を書いてくれた女の子も、自己肯定感の大切さ、親の無条件の愛の重要性を投げかけ、⑧虐待の疑いで児童相談所に一時保護された女の子の、児相で刑務所の囚人のような扱いを受けたことや、職員が嘘までついて母親に会わせないようにしていたことなどを代読し、国連「子どもの権利委員会」委員らの心を大きく揺さぶった。

子どもは、「その人格の完全なかつ調和のとれた発達のため、家庭環境の下で幸福、愛情及び理解のある雰囲気の中で成長すべき」（子どもの権利条約前文）である。ところが、今、日本の子どもたちは、家庭でも、学校でも、家庭でも、こうした環境を保障されずにいる。8名の意見表明は、そんな日本社会の有り様、そして政府の対応を凝縮したものになっている（国連で意見を表明する会2018）。

2018年8月2日に平成国際大学で行われた教員免許更新講習「子どもの力を伸ばす 子どもの権利条約」でも、受容的な応答関係を持てないでいる子どもたちの実例が多数報告された。たとえば(1)親の再婚、結婚に振り回される子ども、(2)家庭的なものを求めて他人（参加者のひとり）の家を訪ねてくる子ども、(3)親に分かってもらうことをすっかりあきらめてしまい、教員が介入しようとしても「何もしないで欲しい」と語る子どもなどである。

何が受容的な応答関係を破壊しているのか

いったい何が、子どもたちの成長発達の土台となる「愛し、愛される」関係、すなわち受容的な応答関係を壊しているのか。子どもの権利条約日本（2017）は、第4・5回日本政府審査に向けた代替報告書で、日本の子どもの人権侵害をこう述べている。

「新たな子どもの人権侵害の特徴は、日本の国家目標である『経済最優先主義』、とくに『国際的な経済的・政治的競争力の回復』を達成するために導入された一連の『新自由主義的子ども施策』によってもたらされているという点にある。端的に言うと、子どもの権利条約の前文が条約のもっとも本質的なものとして要請している、①子どもの固有の尊厳、②待ち人ではなくて今を幸せに生きる権利、および③人格の完全なかつ調和のとれた発達のため、幸福、愛情および理解のある雰囲気（以下『受容的・応答的な人間関係』）の中で成長する権利が、新自由主義体制下の国策によって完全に奪われてしまっている。受容的・応答的な人間関係の中で豊かな子ども期を過ごすことに代えて、経済的格差による子どもの貧困の増大、競争主義に基づく早期選別、一日も早い自立要請、勝ち組に残るためのプレッシャー等の中で、日本の子どもたちは、人格形成に不可欠な『自己肯定感』や『共感能力』を培われないまま子ども期を過ごすことを強いられている。その結果、日本の子どもが総体として一人ひとりの尊厳・幸せ・成長発達を著しく損なわれ、潰されているということである」。

たとえば子どもが育つ拠点である家庭環境は悪化の一途をたどっている。総務省「社会生活基本調

査」によれば、6歳未満児のいる世帯の家事・育児関連時間は夫1時間7分（うち育児時間は39分）。一方、妻は7時間41分（うち育児時間は3時間22分）となっており、女性の負担は大きいままだが90年代後半から非正規雇用者の増加が続き（全労働者の約4割）、困窮する家庭が増え働く女性が増えた。非正規雇用のなかでも嘱託社員や契約社員ではなくパートアルバイトの労働者が増えており、2016年末の大企業の内部留保は過去最高の375兆円に達したが（10年前から135兆円増加）、16年末の労働分配率は43%台と過去最低水準となっている。これらの状況を合わせて考えると、長時間労働や無理な働き方、パートなどで家計を支えている女性（母親）の姿が浮かび上がる。

2017年度「国民生活基礎調査」（厚生労働省）によると、日本の子どもの相対的貧困率は12年ぶりに改善したそうだが、実際には経済的困窮が目立つ1人親世帯の相対的貧困率は1991年のバブル絶頂期から2015年までの間、ほぼ同水準だ。1人親世帯の母子世帯の年間収入は2～3万円程度上昇しているが、それでも母子世帯の平均年収は労働者平均415万円のほぼ半分、223万円程度である。ひとり親世帯の労働時間が長くなっていることを考えると、長時間労働によってかろうじて収入を増やしている可能性が高い。これではとても子どもと向き合う余裕などない。

長時間労働、経済的不安などでストレスを抱えた親が子どもに当たることは想像に難くない。それが児童相談所の虐待相談対応件数を押し上げ、2016年度は12万件（厚生労働省発表、速報値）を超えた。26年連続の増加で、この10年間でおよそ3倍になった。また、家計への公的負担が少ない格差社会を子どもが生き延びられるよう、“親心”から早期教育に余念が無かったり、子どもの将来に備えて「社会に適応した能力を持つ子ども」に“しつけ”ようとする親も多く、子どもの思いや願いを受け止めるどころか、親の期待や要求を子どもに押しつけるような関わりも目立つ。

親の長時間労働や早期教育を望む親に応えるため、おとの都合優先の保育も増えた。10時間を超える保育、病児保育も当たり前になっているが、保育士の配置は0歳児で子ども3人に対して保育士1人。これではとても子どもの欲求を受け止め、対応することはできない。第三回「最終所見」の「子どもの権利と財界」（パラグラフ47）では、子どもに悪影響を及ぼす企業活動を規制する規則の制定等が示されているが、昨今では早期英語教育や発達にそぐわない体操教室などを開き、子どもの“しつけ”に熱心な親の賛同を得ている（子どもの権利条約日本 2017）。

「愛される権利」とは何か

冒頭でも述べたように、子どもの権利条約は「子どもの尊厳と成長と発達を保障するため」に存在する。それを実現するために同条約の前文は、子どもに「幸福、愛情および理解のある環境」の保障、すなわち「子どもは愛される権利」を有していることを宣言している。しかし、「愛される権利」を持っているといっても、それはきわめて抽象的であり、ただ単に「子どもは愛される地位にある（＝幸福、愛情および理解のある環境を保障される地位にある）」という思想を表明しているにすぎない。これまで子どもがそのような存在であるということは教育学や心理学においても、自明のこととして承認してきた。しかし親や教員、国は、詳述したように、「これがあなたのため」と言って、あるいは国や社会やおとな側の論理で、子どもを支配・管理し、その尊厳と成長・発達を守れずにいる。これでは「愛される権利」とは、子どもを押さえ込むためのおとの正当性を根拠付ける「権限」に過ぎず、逆に子どもにとって有害もしくは絵に描いた餅でしかない。

その裏には「子どもは未熟な存在であるから、『愛される権利』の具体的な内容を自ら決定することはできない。だから理性的な存在と見なされている国や保障者的地位にある親や教員が子どもに代

わって、子どものためにそれを決定し、子どもの『愛される地位ないしは権利』を保障してあげるのだ」というおとな都合の考え方がある。このような権利を「利益説的権利」と言う（福田 2004）。憲法にも保障されている「学習権」（13条、26条）も同じだ。実際には、子どもが学習権の具体的な内容を決定することなどはできない。もし、子どもが「こんな授業は受けたくない」などと言えば、「問題ある子ども」「協調性のない子ども」として、発達障害のレッテルを貼られてしまうことも多々ある（国連で意見表明をする会 2017）。今の日本における「学習権」は、今の教育に黙って従うことでしかない。同条約29条の教育の目的に向かって自己の成長・発達を実現する権利としての主体的な「学習権」とはほど遠いものである。

12条「意見表明権」の重要性

子どもの権利条約前文の「子どもの愛される地位ないしは権利（＝幸福、愛情および理解のある環境を保障される地位ないしは権利）」も講学上形式的にはこのような「利益説的権利」に属する。しかし、子どもの権利条約の画期的な歴史的意義は、子どもの「愛される権利」を単に利益説的権利として宣言するだけではなしに、同条約12条「意見表明権」を通して、「愛される権利」の具体的な内容を特定し、子ども自身が「愛される権利ないしは地位」を自らの力で実現できる権利として保障しているところにある。しかもその内容は先述した成長発達のための心理学的知見をそのまま認めるものとなっている。以下に説明しよう。

これまで12条「意見表明権」は、子ども未熟論を克服して権利行使の主体性を保障するために、条約13条「表現の自由」などとともに市民的自由の系譜に属すると理解してきた。従って、子どもの表明した意見の内容それ自体を尊重すること（限りなく自己決定権に近づく）や、子どもが社会に参加する権利を保障したものと理解されてた。しかし、それではまだ未熟な子どもに対し「自分で決めたのだから、自分で責任をとりなさい」という、早期の自立を促し自己責任を問うという残酷なものとなるし、新生児には行使できない。

このような観点から12条「意見表明権」をもう一度見直してみれば、その「意見（views）」が、新生児でも表明できる欲求やアタッチメント行動や非言語的な態度や行動をも含むことは明かである。すでに国連は2005年に「乳幼児期（出生から8歳まで）における子どもの権利」に関する一般見解を出した。「子どもの成長発達には、子どもが外界に働きかけていく力（主体性）を尊重し、実現してくれる親および専門家（保育士や教師など）との人間関係（受容的な応答関係）が不可欠であること」を確認し、それを実現するための具体的な権利として、子どもの権利条約第12条の「意見表明権」を「子どもがありのままの意見・欲求を身近なおとなに表明し、それに適切に応答してもらう権利」と解釈している（国連「子どもの権利委員会」一般的注釈第7号』14、16）。

同条約は、4つの子どもの基本的権利を実現するために存在しており、個々の条文はすべて基本的権利を実現するためのものと解釈されるのが適当である。そうであれば、12条「意見表明権」も、かつて通説であったような「子どもに（主として社会的に）意見を言わせ、その内容を尊重することで子どもの主体性を保障する」ものでないことは明らかである。子どもの成長・発達の心理学的知見および上記の一般的注釈7号をあわせて考えるとき、12条「意見表明権」は、子どもが自らの尊厳と成長・発達を実現するために不可欠な「受容的な応答関係」を身近なおとなとの間につくる権利であることは疑いの余地がない。同条約13条「表現の自由」とは違う。

子どもたちが孤独のなかで苦しんでいる今こそ、12条「意見表明権」の意義を再確認する必要が

ある。子ども自らがこの12条「意見表明権」を行使し、自身の成長・発達に不可欠な受容的な応答関係を身近なおとなとの間に築くことで、①孤独と絶望に代えてその存在をありのままで抱えてもらい、自らの人間としての尊厳と主体性を確保し、②支配と服従と放任に代えて、将来の待ち人ではなく今を幸せに生き、③自己肯定感と共感能力をもらって、自律的で道徳的な人間へと発達することができるるのである。

【引用・参考文献】

- ・岡田尊司『生きるのが面倒くさい人 回避性パーソナリティ障害』pp124（朝日新聞出版 2016）
- ・木附千晶「教師と子どもの関係の変容——心理カウンセラーの視点から——」讃岐浩・世取山洋介編『新自由教育改革 その理論/実態と対抗軸』pp128-143（大月書店 2008）
- ・木附千晶・福田雅章『子どもの力を伸ばす 子どもの権利条約ハンドブック』（自由国民社 2016）
- ・国連「子どもの権利委員会」『一般的注釈第7号』14、16（2005）
- ・国連で意見表明をする会『子ども報告書』（CRC日本 2017）
- ・国連で意見表明をする会『子どもの権利モニター』（CRC日本 2018）
- ・子どもの権利条約日本『子どもの権利条約に関する第4・5回日本政府報告国連審査に対するCRC日本報告書 意見表明権の新しい提言 新自由主義体制の中で自分らしさと他人（ひと）への思いを奪われる子どもたち』（CRC日本 2017）
- ・Sigel, D "Toward an Interpersonal Neurobiology of the Developing Mind: Attachment Relationships, Mind sight, and Neural Integration", Osofsky, J. D. & Schore, N. (Eds.) *Infant Mental Health Journal* (John Wiley & Sons, inc. 2000)
- ・福田雅章『国連「子どもの権利委員会」からの「勧告」を読み解く（一）——子どもの権利条約 市民・NGO報告書をつくる会の実践を踏まえて——』（一橋大学研究年報 法学研究 32 1999）
- ・福田雅章『人間回復の理論と現実 原発事故から4年目のふくしま』（NPO法人シャローム 2014）
- ・Bowlby, J. (二木武監訳)『母と子のアタッチメント 心の安全基地』(第2版)（医歯薬出版 2004）
- ・遠藤利彦『アタッチメント理論の基本的枠組み アタッチメント 生涯にわたる絆』pp8-32（ミネルウ・ア書房 2005）